

第3期光市子ども・子育て支援事業計画策定方針について

1 策定の背景・趣旨

本市では、「おっばい都市宣言」のまちとして、少子化対策や、子どもと子育てを地域社会全体で支えるまちの実現を目指していくため、法令に基づいて、平成 17 年 3 月に「次世代育成支援行動計画」を策定しました。

その後、「子ども・子育て支援法」の施行に伴って、平成 27 年 3 月には、次世代育成支援行動計画を継承した「光市子ども・子育て支援事業計画」を、また、令和 2 年 3 月に「第 2 期光市子ども・子育て支援事業計画」をそれぞれ策定し、総合的な子育て支援を展開しています。

一方、国においては、本年 4 月に、「こども」を年齢で区切ることなく、心身の発達の過程にある者と定義した「こども基本法」が施行され、年末にこども施策を総合的に推進するための「こども大綱」が策定される予定となっています。また、6 月には少子化や人口減少のトレンドを反転させるための「こども未来戦略方針」が策定されるなど、少子化対策や「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組は、最優先で取り組むべき重要事項の一つとなっています。

こうした中、現行計画は令和 6 年度に計画期間の満了を迎えることから、現行計画の進捗はもとより、総合計画や所管の関連計画との調和、さらには国の動向等を踏まえて「第 3 期光市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 こども基本法に掲げられた国や市町村の責務

「こども基本法」には、国は、こども施策を総合的に推進するための「少子化社会対策大綱《対象:基本的に高校卒業までの児童》」、「子供・若者育成支援推進大綱《対象:基本的に 30 歳未満》」、そして「子供の貧困対策に関する大綱《対象:基本的に高校卒業までの児童》」を一体化させた「こども大綱」を定めることとされています。

また、市町村の責務についても主に 2 点掲げられており、

●国の「こども大綱」や県の「都道府県こども計画」を踏まえて、

- ①子ども・若者育成支援推進法第 9 条に基づく「市町村子ども・若者計画」
- ②子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条に基づく「市町村計画」
- ③法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものを内包する「市町村こども計画」の策定《努力義務》

※「子ども・子育て支援事業計画」も「市町村こども計画」と一体のものとして作成することができるかとされています。

●「光市子ども・子育て支援事業計画」に基づく取組をはじめ、こども施策を策定・実施・評価するに当たってはこども等の意見を反映することとされています。

3 法律や国の動向に対する本市の現況

「市町村こども計画」に内包すべきとされている①市町村子ども・若者計画 ②子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村計画 ③子ども・子育て支援事業計画について、全国では、既に個別に策定している自治体もありますが、

本市の現況は

- ①市町村子ども・若者計画 → 未策定
- ②子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」 → 未策定
- ③子ども・子育て支援事業計画 → 策定済

となっています。

【参考】県内 13 市における現在の計画の策定状況 (R4.6.末現在)

①子ども・若者計画	②子どもの貧困対策に関する計画	③子ども・子育て支援事業計画
県内 13 市中 全てが未策定	県内 13 市中 8 市が策定済 (うち 7 市が「③子ども・子育て 支援事業計画」に内包)	県内 13 市中 全てが策定済

また、現在、国はこども大綱の「柱」と、「基本的な施策」のイメージを示しており、これらのうち、本市のまちづくり全体を体系づけている第3次総合計画に「施策展開の方向」や「主要な事業例」としてすでに位置付けられているものは概ね8割となっています。

なお、総合計画に位置付けられていない施策の主な項目としては「高校等教育・高等教育充実」や「ヤングケアラー」などが挙げられています。

柱	「基本的な施策」の項目数	総合計画での位置づけ	
		「施策展開の方向」の掲載	「主要な事業例」の掲載
全てのこども・若者の健やかな成長	32 項目	有 31 項目 無 1 項目 【無い項目】 ・高校等教育・高等教育充実	有 30 項目 無 2 項目
困難を抱えるこども・若者や家庭支援	34 項目	有 24 項目 無 10 項目 【無い項目】 ・里親 ・ヤングケアラー ・高校中退 等	有 23 項目 無 11 項目
結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会	39 項目	有 32 項目 無 7 項目 【無い項目】 ・結婚・子育て支援に係る税制 ・こども目線のものづくりの推進 等	有 31 項目 無 8 項目

4 策定に向けた基本的な考え方

国は、個別の3計画を一体化する「こども計画」の策定の意義として、一体化することによる、①市町村の進捗管理に係る業務負担の軽減 ②住民の理解のしやすさ、分かりやすさの2点を挙げ、「自治体こども計画策定支援事業」を創設するなど、こども計画の策定を促進しています。

しかしながら、「こども計画」を策定するにあたっては前述のとおり、こども基本法の規定により、国が策定する「こども大綱」と、大綱の公表後に都道府県が策定する「都道府県こども計画」を勘案する必要がありますが、現在、「こども大綱」の策定期間が当初の秋頃の予定から年内に変更となるなど、国のこども施策の方向性が不透明であり、かつ、山口県も県の「こども計画」策定に向けたアンケートを11月に実施する予定であるなど、その内容や計画の基本的な考え方などについては示されていない状況です。

こうしたことから、本市では、次期計画を「子ども・子育て支援事業計画」として策定し、結婚・妊娠・出産から高校卒業時までの子育て支援について定め、「子どもの貧困対策に関する視点や総論としての「こども大綱」の視点については記載することとします。

なお、「子ども・若者計画」が対象としている 30 歳未満に関する事項など、「子ども・子育て支援事業計画」で対応できない部分については、総合計画に位置付けることとします。

5 次期計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

(子ども・子育て支援法に「五年を一期」と規定)

6 計画の構成

(1)序論

計画策定の趣旨や位置づけ、第2期計画の評価、アンケート結果からの本市の子育て世帯の現況について整理します。

(2)総論

序論や「こども大綱」を踏まえ、計画の基本的な考え方や重点的な取組について掲載します。

(3)各論

「こども基本法」や「次世代育成支援対策推進法」に基づいて、「こども大綱」の柱を踏まえつつ、結婚・妊娠・出産から高校卒業時までの子育て支援に関する現状と課題、施策の方向性、事業の展開例を掲載します。

(4)事業計画 (現行計画の P68 以降)

「子ども・子育て支援法」に基づいて、計画期間における、法に定められた需要と供給などの記載事項を掲載します。

7 計画策定に当たっての「こども等の意見の反映」について

「こども基本法」により、こども施策を策定・実施・評価する際には、施策の対象となる者から意見を聴取し、反映させる必要があるため、政策企画部と連携して、市長と中学生が意見交換を行う「市長と語ろう！ ひかり未来ミーティング」の開催や、教育委員会と連携して、小中学生に貸与されているタブレット端末を活用したアンケート等の実施についても検討していきます。

8 計画策定の体制

(1) 庁内関係部局との連携

福祉保健部を中心に、保健・医療・教育など子育て支援に関係する他部局と連携し、計画の内容等の調整・協議を行います。具体的には、2回程度、計画策定庁内会議を開催するほか、5回程度調査、確認の依頼を行う予定です。

(2) 市民意見の反映

ア 市民アンケート(ニーズ調査)

「子ども・子育て支援法」に規定されている、需要と供給などの事業計画（現行計画のP68以降）への記載事項の参考とするため、就学前及び小学生の保護者2,700人を対象に、国が示す質問項目に光市独自の質問項目を追加して調査を実施します。

イ 子ども・子育て審議会

子ども・子育て審議会は「子ども・子育て支援法」の規定に基づき設置した審議会です。現在、委員として大学生にも委嘱しています。今後、会議を複数回開催し、次期計画の策定について諮問します。

ウ パブリックコメント

計画の立案過程における市民参画とともに、説明責任を果たしていくため、令和6年12月から令和7年1月の実施を想定しています。

9 市議会への上程

令和6年12月 議員全員協議会に中間報告を行う。

令和7年2月 議会への議案上程(計画最終案)を行う。

10 計画策定スケジュール

別紙のとおり。

11 その他

現在、「こども大綱」は年末に公表される予定となっており、その際に「市町村こども計画」との具体的な関係性が示される可能性があります。

この関係性の内容(例:大綱に掲載の事業の展開に「こども計画」への記載が財源根拠となる場合等)や、今後の全国的な「こども」に対する支援の流れや傾向によっては、「子ども・子育て支援事業計画」や「市町村子ども・若者計画」を内包した「市町村こども計画」へ策定を転換する可能性があるため、第3期光市子ども・子育て支援事業計画においても、「こども大綱」の柱や「基本的な施策」の項目を意識した構成として策定したいと考えています。

<参考：子ども基本法に伴う体系図>

